

入札監理小委員会
第630回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第630回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年6月2日（水）16：50～17：46

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○実験動物飼育管理業務（国立研究開発法人 理化学研究所）

3. 事業評価（案）の審議

○東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務（環境省）

4. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、辻専門委員

（国立研究開発法人 理化学研究所）

横浜事業所研究支援部

富田 部長

生命医科学研究センター

松田技師

（環境省）

水・大気環境局水環境課海洋環境室

山下 室長

斎藤 室長補佐

中村 室長補佐

（事務局）

小原参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第630回入札監理小委員会を開催します。

最初に、「実験動物飼育管理業務」の実施要項案（案）について、国立研究開発法人理化学研究所横浜事業所研究支援部 富田部長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○富田部長 承知しました。ありがとうございます。理化学研究所の富田でございます。本事業の概要及び前回の実施要項からの変更点や、評価審議の際に御指摘いただきました点の検討事項について御説明させていただきたいと思います。

まず、事業の概要でございますけれども、3月の評価審議の際にも一度御説明させていただいておりますので、資料A-3にて簡単に御説明させていただきたいと思います。資料A-3を御覧ください。

本事業は、理研・生命医科学研究センターの研究活動に必要なマウスの飼育施設における飼育管理業務、給餌、排泄物の処理等の実験動物飼育、動物の健康管理業務、動物実験補助作業、飼育器材の洗浄管理業務を委託するものであります。

具体的には、人やマウスの入退室管理、温度・湿度といった環境管理、消耗品、餌や水の管理、ケージ交換、動物の死体や汚物の処理、マウスの状態観察、器材の洗浄、滅菌、清掃といった一般的な動物の飼育管理業務や、当生命医科学研究センターの研究者の実験を補助する業務がございます。このほか、理研の施設の特徴でもあります無菌マウスでありますとか、重度の免疫不全マウスの飼育に必要なビニールアイソレーターと呼ばれる無菌状態に保たれた飼育管理施設を用いまして、飼育やビニールアイソレーター内での実験補助がございます。

市場化テストの第1期の2020年度からの契約では、競争性に課題が残りましたため、継続課題となり、今回御審議いただくのは2期目となります。2期目は2022年4月から2025年3月までの3か年を予定しております。

資料について御説明させていただきます。お手元でございます参考資料1、ヒアリング資料といたしまして、監理委員会の先生方より、専門性を有する事業であるため、公募前の丁寧なマーケットリサーチでありますとか、応札可能性のある業者との意見交換、条件の調整が必要といった御意見をいただきました。直近まで、市場調査でありますとかヒアリングを行ってまいりました。その結果につきまして、評価審議資料の際の資料に追記させていただいたものになります。

参考資料1の1ページ目でございます。こちらでヒアリング対象としていない業者がほ

かにいないか、またほかの施設におきます状況を確認するため、大学や研究機関等の29施設の状況を確認いたしました。このうち、25の施設にマウスの飼育管理業務の請負契約があることが分かりました。このうち、10施設に理研と同じようにビニールアイソレーターがありました。これらの施設では1台から40台と、理研の144台と比べて規模が小さく、飼育管理を外注している場合でありましても、ビニールアイソレーターの業務を外注しているケースは4施設と非常に少なく、また外注している場合でありましても従業員数は1から最大でも4名でした。

こうした結果から、これまでのヒアリング結果と同様、理研の施設規模と同程度のビニールアイソレーターを所有しているところでありましても、同規模の業務委託を行っている施設はないということが分かりました。

また、動物飼育管理業務の外注先として出てきた業者も、これまでに理研のほうでヒアリングを行っていないようなところは3社だけありまして、それらの者につきましても今回ヒアリングを改めていたしました。そのうち2社から回答がございまして、拠点が関東以外であることでありましても、会社の規模が小さいといった理由から、現状、大規模、理研が求めておりますのは今回の仕様書でいきますと28名程度になりますけれども、業務委託で進出する予定はないといった回答がございました。これらのヒアリングの詳細につきましても、参考資料1のヒアリング資料の1ページ目のほか、参考資料2の3ページ目にも記載させていただいております。

また、評価審議の際に、事業分割に関わらず、業務全体で参入障壁を下げる取組について、できることについて検討してまいりますというふうに回答いたしました。その検討状況につきましても、参考資料2にまとめてございます。

参考資料2の1ページ目、2つ目のポチを御覧いただけますでしょうか。まず、業務分割による効率性について、改めて当方でも検討を行いました。業務分割につきましても、建物ごとに分割を行うこと、あるいは業務ごとに分割を行うといった2つの可能性があり、この2つについてそれぞれ検討を行ってまいりました。

どちらの方法も小規模な事業者の参入が期待できるメリットがある一方、建物ごとの分割では休日対応を含めた作業人員の増でありますとか、それぞれに責任者を設けなければいけないといった責任者の増による経費増といったデメリット、また業務ごとの分割におきましても、それぞれの業務は完全に独立したものではなく、共同で行う部分でありますとか、情報共有が必要な部分が多々ございます。一連の業務でありますため、別の業務に

してしまいますと各業務での連携が難しいこと、またそれに伴う各業者との調整におきまして研究者の負担増があること、さらに貴重な動物に万が一、汚染事故が起こってしまった場合、責任の所在が不明確になるといったデメリットがあると考えてございます。無菌動物を扱っている上で、汚染事故の防止というのは、動物飼育を管理する上で一番重要な観点と研究所のほうでは考えてございます。

以上のように業務区分を行った場合の利害得失はそれぞれあるものの、貴重な資源であります実験動物を飼育管理していく上で、汚染事故の発生を極力避け、また経費面においても分割発注することが一括発注を行うメリットを上回るということはなかなか考えられないというふうに考えました。

また、参考資料1の3ページ目にも記載してございますが、ヒアリングを行った業者のほうから、飼育管理と器具洗浄を分割する方法はあまり効率的ではない、あるいは建物ごとに分割する方法は業務量に少し隔たりがあり過ぎでないかといったこと、またほかの意見としまして、他社と業務を分割し、管理を行うことの調整は不可能ではないけれども、管理室は別室であるということの希望がございました。

当施設には管理室は今1つしかなく、現在、研究スペースに余裕がない状況で、新たに管理室を追加で設けることは困難であるという状況に鑑みますと、本件の業務内容を分割することについては、受注者側にとっても前向きではないといった意見の回答をいただいたところであります。

以上のような状況から、分割発注については断念せざるを得ないというふうに考えた次第でございます。

一方、業務分割以外について参入障壁を下げるために行いました検討といたしまして、応札可能性のある現行業者以外の3業者と意見交換を行いましたところ、複数の者より、技術者の確保が難しいことや半年程度の準備期間が必要といった御意見がありましたため、新規事業者が技術者を確保することが可能となるよう、落札後における新規採用であるとか、配置換えの対応を可能とし、新規参入の可能性を上げるためスケジュールの前倒しを実施し、業務開始まで準備期間として半年確保できるようなスケジュールで実施することといたしました。

また、ほかの施設では、一般的な作業ではないビニールアイソレーターを用いた業務が参入障壁の一つになると考え、開札後の期間におきまして、ビニールアイソレーターを使った業務に対して、理研施設を使った研修が事業受託前に可能であるといったことを追加

いたしました。

さらに、実験飼育技術者が満たすべき技術の要件についても、現在、これまでのところ、「無麻酔、非鎮静下での頸椎脱臼（安楽措置）」というところがあるのですが、こちらを削除し、「新鮮胚及び凍結融解胚をもちい、卵管移植による産仔の作出経験のある者を2名以上」といったところにつきましても、「1名以上」という形に削減することといたしました。

また、実施要項に現在の人員数等を新たに開示し、新規事業者が業務をよりイメージしやすいようにいたしました。

参入障壁を下げる取組としての変更事項は以上になりまして、実施要項への反映につきましては、また改めて御説明いたします。

後ほど、先ほどの3事業者にこれらの取組が参入障壁を避けることになるかどうか、さらなる提案の有無について、応札可能性のある現行業者以外にさらにヒアリングを実施いたしました。現時点で、現受注者以外の1者から、対応しやすくなり、参入の可能性について前向きな感触の回答を得ることができました。

また、評価審議の際に御指摘のありました理研の契約監視委員会のホームページにつきましても、この場で改めて御説明させていただきたいと思います。所内のほうで確認しましたところ、フォローアップ表の公開につきましては平成28年度から廃止になっておりまして、27年度までの掲載しかないのでありますが、議事録は現在、令和2年の第2回分まで掲載されてございます。

なお、フォローアップ表の掲載をやめた経緯につきましては、総務省令が改正されたことによりまして、法人独自の方法での掲載でよくなったため、フォローアップ表ではなく、代わりに議事録を充実させた形で掲載することになったものになります。研究開発のほかの法人などにも確認してみたのですが、フォローアップ表は公開しない形で対応されているようであります。ホームページの表示上、フォローアップ表の掲示が議事録の上のところであって、更新されていないように見えてしまい、結果、分かりづらかった点につきましてはおわびしたいと思っております。

それでは、続きまして、今回、実施要項（案）に基づきまして変更箇所を御説明させていただきたいと思います。お手元にごございます実施要項のほうで御確認いただけますでしょうか。

大きな変更点は7か所になります。まず、初めに、実施要項の12ページ、先ほど御説

明いたしました分割の可能性でありますとか、人員配置について改めて検証した結果、本業務において、汚染事故の防止は極めて重要であるということから、確保されるサービスの質として、「受託者の重過失による汚染事故がないこと」というのを追加しました。こちらは41ページのほうにも関連事項がございます。

2点目、16ページになります。先ほど御説明いたしましたとおり、「受託者が希望する場合、事前に当所の施設を使って研修ができる」ことを追記いたしました。ただし、ヒアリングの際に、前事業者から引継ぎの期間は最低限でよいといった意見もありましたので、事前研修でありますとか、準備期間と引継ぎは別項目で記載してございます。同様の記載は、46ページの仕様書部分にもございます。

3点目になります。17ページの一番下、契約期間は現在2年契約になっていますが、次期は中長期計画の最後までであります3年契約を予定しております。同様事項は、仕様書の42ページのほうにもございます。

4点目であります。19ページになります。ヒアリング結果から、開札から履行期間までに半年取れるように、7月上旬に公告を予定しており、前回よりも4か月半ほど早いスケジュールにいたしております。また、先ほど御説明しましたとおり、ケ、準備・研修と、コ、引継ぎを分けて記載しております。

5点目になります。少し飛びますけれども、仕様書部分の45ページ、こちらのほうで新型コロナウイルス対策といたしまして、研究所におきます新型コロナウイルス感染防止マニュアルに沿った行動を行っていただくということを記載いたしました。

6点目になります。47ページ、ヒアリング結果から、麻酔なしでの頸椎脱臼は現在では推奨されない方向にございますため、参入障壁を下げるのに有効であると考え、全ての実験動物技術者が満たすべき技術基準といたしまして、「無麻酔、非鎮静下での頸椎脱臼」を項目から削除いたしました。同様にヒアリング結果から、48ページで「2名以上」としておりました、卵管移植により産仔の作出経験ある者を「1名以上」に減らしたものになります。

最後になりますが、42ページにも少し記載してございますが、最終58ページに、新たな情報開示といたしまして、現事業者の具体的な各部屋の配置図をつけました。

細かい表記の変更でありますとか、本件に固有ではない変更等はほかにもございますが、主な変更点は以上説明しました7点になります。

また、5月31日まで2週間パブリックコメントを実施いたしました。意見はござい

ませんでした。

理化学研究所からの説明は以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては御発言をお願いいたします。辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料1-2の12ページ目でございます。今回新たに追加されました（2）の（ア）の全般のa、受託者の重過失によるマウスの死亡事故及び汚染事故がないことでございます。先ほど来の御説明でも、汚染事故についてはかなり気にいらしたと感じております。この汚染事故の定義といたしますか、生命科学系の、例えば無菌のマウスを扱う方々であれば、汚染事故というのはどういう定義なのか、簡単に分かるものなののでしょうか。つまり、実施要項上に、汚染事故について詳細な定義は必要であるかどうかという論点なのですか、その辺りいかがでしょうか。

○富田部長 本日、研究者の松田も同席していますので、松田のほうから御説明させていただきたいと思います。

○松田技師 生命医科学研究センター動物管理者の松田です。よろしくをお願いいたします。

今の御質問ですけれども、定義としましては、無菌マウスに関しても月に一度、無菌検査といって、特定の培地に生やして何も出ないかどうかという検査をしております。一般のマウスに関しても、3か月に一度、特定の菌を検査して、それがいないかどうかという2点を検査しておりますので、これらが出ないということを汚染事故の定義とさせていただいております。

以上になります。

○辻専門委員 ありがとうございます。今の定義は、この業界では一般的な定義という理解でよろしいでしょうか。

○松田技師 松田が回答いたします。定義としては一般的なものとなります。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

それから、もう1点でございますけれども、たしか実施要項上、卵管移植による産仔の作出という部分があったかと思われまます。それについて、参考資料1の3ページ目を拝見すると、上から3行目、とある業者の意見を拝見しますと、「体外受精及び胚の凍結補助・精管結紮マウスの作製等については、事前に御指導いただければ可能かもしれない」とい

う回答が来ているところでございますが、この者についても、明確には書いてございませ
んが、卵管移植についても事前に御指導いただければ可能だとおっしゃっている。そうい
う趣旨なのでしょうか。

○松田技師 松田が回答いたします。これに関しても、同じく指導すればできるものであ
ります。理研特有のやり方というのが一部入っておりますので、そこに関してはこちらが
指導してという解釈をしていただければ大丈夫だと。

○辻専門委員 ありがとうございます。ですから、例えば精管結紮マウス、これは多分、
外科的に縛ればオーケーかもしれませんが、卵管移植って聞くと、単に縛るに加えて、
いろいろ免疫反応とかありそうで、かなり困難な感じが素人的にはするのですけれども、
これも指導すればできるようになるという理解でよろしいのでしょうか。

○松田技師 そうですね。実際、卵管移植というのは、卵管自体を移植するのではなくて、
卵管の中に受精卵、子供になる元の卵を入れるという作業になりますので、細いピペット
の中に受精卵を入れて、実際の卵管の中に吹き込むという作業になりますので、練習はも
ちろん必要ではありますけれども、可能な技術かと思えます。

○辻専門委員 分かりました。つまり卵管自体の移植ではなくて、卵管の中に受精卵を移
植するという御趣旨なのですね。

○松田技師 おっしゃるとおりです。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

以上でございます。

○尾花主査 浅羽委員、お願いします。

○浅羽副主査 御説明ありがとうございました。浅羽と申します。

今回新しく項目として入れられたものの一つで、新型コロナウイルス感染防止マニユ
アルに沿った行動を行うことという項目が、資料1-2、45ページにございます。この新
型コロナウイルス感染防止マニュアルですけれども、これは私、研究所のウェブサイト
を簡単に検索させていただいたのですが、なかなかマニュアルそのものが出てこなかつたの
ですが、簡単に、つまり新規に考えている事業者はどんなものかなと、確認できるもの
でしょうか。

○富田部長 こちらの感染防止マニュアルにつきましては、入札説明会などの際に、そ
このところで閲覧できるような形で準備しようと考えてございます。

今、委員のほうから御指摘ありました点ですけど、こちらの感染防止マニュアルは研究

所のほうでも昨年からいろいろと整備してきているところではあるのですが、いろいろと状況に応じてかなりフェーズなどによって変わるところがありまして、研究所の中でもこれまでも2か月に1回ぐらい改定をしながら、その実態に合わせ対応しているところがございます。

そういったような形で、非常に頻度が高く更新されている内容がございますために、外部のホームページは少し今控えているところではあるのですが、応札される方々につきましては、入札前の段階で確認できるような形での対応を考えてございます。

以上になります。

○尾花主査 生島委員、お願いします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。私も皆さんと同じような箇所なのですが、参考資料1の2ページ目、3ページ目です。二、三者から、結構詳しく頸椎脱臼を削除するというのが2か所ございましたが、それ以外に場所の分割とか、幾つか具体的な提案があったかと思います。こういう現実的な、具体的な解決があれば応札できそうな業者は、例えば御質問があった場合、ただそのまま御返答するというだけではなくて、個別に、オンラインでもいいと思うのですが、実際何をどういうふうに改善したら応札が可能かという詳しいヒアリングを行うことを、今後、追加で御検討いただくことは可能でしょうか。

非常に複数応札のチャンスが高いところがあるなと思いましたが、それを確実にしていくために、さらなる追加の一手が打っていただけるのかなと思いましたが、少し御相談というか、お伺いがございます。

○富田部長 委員、御意見ありがとうございます。我々のほうも、今回この要件というところは複数応札者によって経費が下がっていくところが重要な点というのは、十分認識しております。ここまでの段におきましても、かなり突っ込んでいろいろと議論させていただいたところであります。

他方で、入札公告というところもありますため、公告を出してしまうと、そこからは今度、公平さの担保もしなければいけないところがありますので、その兼ね合いは難しいところではあるのですが、今、委員おっしゃっていただきましたように、我々のほうもせっかくポジティブなところがあるとするならば、検討をぜひ考えていきたいというところです。積極的にやれる範囲のところで行っていきたくて考えてございます。

○生島専門委員 ありがとうございます。こちらだけに限らないのですが、参入可

能性のある業者とのヒアリングというか、本当に突っ込んだヒアリングがいつも一番のキーじゃないかなと思っていました。特に今回、複数応札の可能性が高そうでしたので、お願いを申し上げました。よろしくお願いいたします。

○富田部長 御意見ありがとうございました。我々も今、委員の先生からいただいた点は同じ認識を持っておりまして、可能性の高そうなどころとは実は書面だけじゃなくて、対面なども通じてかなり、ここまでの段におきましても突っ込んでいろいろとやってきたところではありますが、引き続き気を緩めることなく、できることを考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○尾花主査 今回の審議はこの実施要項の審議なので、今の突っ込んだヒアリングという点は今後の課題として御検討いただきたいと思えます。今回の実施要項についてはこれまでの丁寧なヒアリングの結果を基に作成していただいていると思えます。この点は、私は、このように丁寧にヒアリングをしていただいた案件を見たことがなく、専門性の高い市場でどのようなプレーヤーがマーケットにいて、その方たちが参加できない事情は何なのかというのが非常にクリアに分かりましたので、大変感謝しております。

それでは、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ありがとうございます。委員の方々からいろいろ御助言等いただきましたが、実施要項（案）の修正を行う特段の意見はなかったと認識しております。よろしいでしょうか。

○尾花主査 結構です。

それでは、実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思えますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(理化学研究所退室)

(環境省入室)

○尾花主査 続きまして、「東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務」の実施状況について、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室 山下室長より10分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○山下室長 本日はよろしく申し上げます。環境省海洋環境室の山下と申します。それでは早速、東日本大震災に係る海洋モニタリング調査業務の実施状況について報告をさせていただきます。お手元の資料2を御覧いただければと思います。

この事業の概要ですけれども、東日本大震災の発災に伴いまして、沿岸にありました工場、燃料タンク等が津波で流されました。その際に、石油ですとかフッ素を含むような難燃物質、それから過去に使っていたPCBのような保管されたものが流された可能性がございました。それから、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の流出も問題になっているということで、海洋の汚染状況を定期的に把握するという事業でございます。

実施期間は、今回報告する部分につきましては、令和2年11月11日から令和3年3月31日までに実施したもので、請負業者は日本エヌ・ユー・エス株式会社ということになります。

契約金額は7,644万円です。

入札の状況ですけれども、1者応札となりました。ただ、事前に開催しました説明会には、この日本エヌ・ユー・エスを含むもう1者、合計2者が参加をしたところでございます。

事業の目的は、先ほどお話をしたとおりでございます。津波によって海洋に流された汚染物質による人への健康被害の防止、それから被災地の生活環境に対する住民の不安を解消するために、継続的かつ的確に汚染状況を把握することを目的に実施しております。

これまでの経緯ですけれども、平成27年度の公開プロセスで、1者応札の回避、コスト削減ということを達成するため、入札における競争性を高める工夫等を行うことが必要とされました。また、同年度の公共サービスの選定において、行政事業レビューにおいて問題等を指摘された事業のうち1者応札となっているものとして、市場化テストの導入が求められました。そのため、平成29年度より市場化テストを導入したものでございます。

詳細につきましては、当室の斎藤から説明をさせていただきます。

以上です。

○斎藤室長補佐 海洋環境室、斎藤です。事業の質に関する評価でございますけれども、まず本事業全体の企画立案及び進行管理等について、実施要項記載事項を確実に実施することという点がございます。まず実施要項記載事項、1)として調査計画案の立案という項目がございます。こちらにつきましては過年度の調査結果を踏まえるとともに、第1回の東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査検討会において、調査計画案を提示し、その検討委員会の意見を適切に反映した調査計画の立案をしてきたという状況でございました。

2)の調査の実施・分析・結果解析及び取りまとめでございますけれども、1)で、立案した調査計画に従いまして調査・分析・結果解析を行いまして、その取りまとめ結果については、第3回の検討会で提示し、検討委員の意見を適切に反映して取りまとめを行っておりました。

3)の公表用資料の作成ですけれども、令和2年度調査結果の取りまとめ内容に基づきまして、第3回の検討会において公表用資料の案を検討委員会に提示しまして、検討委員の意見を適切に反映させた上で、3月末に環境省に提出しております。

4)検討会の設置・開催ですが、委員の日程調整を早期に行いまして、実施要項に記載があったとおり、3回の検討会を開催いたしました。こちらの3回の検討会において、1)から3)の内容について必要な審議を行いまして、予定どおりの成果を得られております。

5)の環境省HPへの公表コンテンツの作成でございますけれども、平成23年度から本調査が始まりまして、令和2年度で調査開始から10年ということもございましたので、その調査結果について、経時的な変化なども取り上げた一般向けの公表コンテンツ案を第1回、第2回の検討会で提示いたしまして、委員の先生から意見をいただいた上で、3月末に環境省にこのコンテンツを提出させております。

6)業務結果報告書の作成ですが、今の1)から5)における内容について、年度末までに報告書を作成、環境省に提出させております。

この実施状況につきまして、計画的な企画立案、進行管理が行われるとともに、検討会の指摘事項についても柔軟に対応でき、求める事業の質というのは達成できたと評価しております。

続きまして、(2)の民間事業者からの改善提案による改善実施事項について御説明をさせていただきます。こちらについては、業務調達時や業務実施時に民間事業者から提案の

あった主な改善事項につきましては、まず1点目として、過去の知見を踏まえた効率的な調査計画を立案する。2点目として、調査を円滑に実施するために試料採取や試料分析に関する豊富な知見・経験を有する外部機関・外部委託先との連携を行う。3点目として、調査開始から時間がたちましてデータが蓄積されてまいりましたので、経年的変化の客観的な考察を行うために統計解析手法を検討するという提案を受け、こちらを実施しております。

実績経費についての説明をさせていただきます。従来、そして市場化テストが開始する前の平成28年度ですが、こちらは実施経費が9,551万円、税抜きで要しておりましたが、今回の令和2年度の実施経費については7,504万円、税抜きということでございました。こちらを市場化テストの前後ということで比較いたしますと、資料の中ほどに表がございますが、従来経費(A)が9,551万円、実施経費が7,504万円ということで、こちらを差し引きますと2,047万円の差がございまして、平成28年度と令和2年度を比較すると21%の削減率、約2,000万円の削減ということになっておりました。

今後の事業について説明をさせていただきます。まず、全体的な評価ですが、これまでに御説明させていただいたとおり、この事業の実施に当たり確保されるサービスの質は十分に満たしております。実施経費については削減効果が見られました。一方、競争性の確保ですが、結果として1者応札となったという状況でございます。本業務については、試料の採取や化学物質の分析など、とても高度な技術が要求されます。対象とする化学物質も多岐にわたるため、対応可能な業者が限られているということが一因であるというふうに分けられました。

また、本事業の実施状況について、以下のとおりということで御説明させていただきます。

こちらの業務実施期間中に、受託事業者が業務改善指示を受けたり、法令違反行為等はありませんでした。

環境省においても契約監視委員会が設置されておりまして、こちらの本事業も監視の対象とされているため、今後も契約に関して監視を受ける仕組みが確保できております。

入札に当たりましては、公告期間の延長や提案書の審査基準の見直しを行った上で競争入札を行いました。1者応札でした。

対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は達成しているというふうに分けております。

市場化テスト前の従来経費と今回の経費の比較を行いますと、約2,000万円の削減がございました。

最後に、今後の事業について御説明をさせていただきます。本事業は、平成28年まで単年度で契約で行っておりまして、仕様における記載などの改善を行っていたものの、1者応札が続いており、平成29年度から市場化テストの対象となったものでございます。平成29年度から平成31年度までの契約は、市場化テストの第1期として事業の複数年化（3年契約）ということで行い、共同事業体を許容し、関連事業者に求める要件の緩和や情報開示の充実を行いました。令和2年度の契約の市場化テスト第2期においても、提案書審査基準の見直しや情報開示の充実等の対応策を行いましたが、結果として1者応札となったところでございます。

令和3年度についても、昨年、本事業評価の前に実施要項審議を行っていただき、この市場化テストの枠組みで事業を複数年化し、情報公開を充実、評価基準を見直すということを行って、競争入札を実施するということにはしておりますが、こちらは現在、入札準備中という状況でございます。

また、昨年度の入札説明会の参加者に対してヒアリングを行っております。入札説明会にいらっしゃったのですけれども、実際、入札には参加されなかった方について理由を伺いましたところ、再委任は実際可能なのですけれども、できないものであると誤解をされていたということが分かりました。このため、令和3年度の入札については、入札説明会において説明内容が分かりやすいようにするように実施するほか、複数者応札に向けて、業界団体を通じた情報提供などを行う予定でございます。そのため、競争性の確保については、令和3年度の入札結果についても併せて検討する必要があると考えております。

以上のように御説明させていただきましたが、競争性の改善に向けて取組を行っているものの、1者応札が続く、改善が必要であることから、本事業の時期についても市場化テストを実施することとしたいと、今後の事業について考えてございます。

御説明は以上となります。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、当事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 総務省から、評価（案）について説明いたします。資料B-1を御覧ください。

事業の概要については、先ほど環境省から説明がありましたので、省略いたします。

評価について御説明いたします。結論を先に申し上げますと、市場化テストを継続する

ことが適当であると考えます。

2 ページ目です。評価は、環境省から提出された令和2年11月から令和3年3月までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費、その前提としては競争性の観点から行いました。

確保されるべきサービスの質については、調査計画案の立案、調査の実施・分析・結果解析及び取りまとめ、公表用資料の作成などの実施要項の記載事項において、計画的な企画立案、報告書の作成、計画に従った調査分析が実施されるなど、適切に業務が履行されており、確保されるべき水準が達成されております。

3 ページ目です。経費については、市場化テスト導入前と比べまして21.4%の削減ができております。

選定の際の課題に対する改善についてですが、競争性に課題が認められたところ、市場化テストの対象となった平成29年度から令和元年までの2期目の事業において、事業の複数年化など、2期目の事業では事業内容の情報開示の充実、公告期間をさらに延ばすなどしたものの、1社応札にとどまっております。

評価のまとめですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できます。また、民間事業者からの改善提案も、公共サービスの質の向上につながっております。実施経費についても、経費削減が達成されたものと評価できます。一方、競争性の確保について1者応札にとどまっております、課題が残っております。

よって、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難と考えます。

また、今回の審議対象事業は単年度の事業であったことから、本事業評価の前に次期事業、令和3年度開始の3期目の事業の実施要項審議を実施し、現在、入札準備中でございます。3期目の次期事業の入札に当たっては、再度、事業を3年に複数年化し、情報開示内容を充実するなどの改善を行っております。さらに、令和2年度事業の入札参加者に対するヒアリングにおいて判明した事情を踏まえ、詳細かつ分かりやすい入札説明会を開催することとし、引き続き複数応札に向けて、業界団体を通じた事業者への情報提供等の広報を実施することとなっております。

そのため、競争性の確保について検討を行うためには、次期事業の入札結果についても踏まえて検討したいと考えます。

これらを踏まえまして、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創

意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えます。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。中川委員。

○中川副主査 御説明ありがとうございました。実施経費の削減率について質問をさせていただきます。平成28年度との比較において、上限額約2,000万円以上、増減率で21.4%減となっているのですけれども、こちらの大きな減額の主な要因は何だとお考えですか。

○山下室長 環境省、山下でございますが、斎藤のほうから回答させていただきます。

○斎藤室長補佐 環境省の斎藤です。昨年についてですけれども、複数年契約が第1期の市場化テストの際にできるようになりましたので、機器のリースであるとか、そういったことで費用が抑えられたことや、あと調査の見直しを若干しているところもございますので、そういったところも少し影響しているのではないかと分析というか、考えているところでございます。

○中川副主査 ありがとうございます。複数年による価格効果、削減効果というのもあると思うのですけれども、先ほどの調査の見直しというところがすこし気になったのですが、実際にこの価格削減を比較されているときに、同じ業務内容、同じ業務ボリュームで比較をされていらっしゃいますでしょうか。

○斎藤室長補佐 こちらの結果については、それぞれの年度の契約額で比較をしておりますので、業務の内容を勘案した比較ということではございません。契約額の比較になっております。

○中川副主査 そうすると、金額について業務内容、またはその量が異なっている可能性があるということも考えられますか。

○斎藤室長補佐 幾分かはあるのではないかと思います。

○中川副主査 そちらの点を考慮いただいて、増減率の評価をされたほうがよろしいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

○斎藤室長補佐 御意見、承知いたしました。

○中川副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 辻委員、お願いします。

○辻専門委員 辻でございます。今の質問とすこし関連するのですが、たしかこれって小笠原のほうとか、かなり遠いほうに向かって船が出かけていって、各ポイントで検体を採取するものだと記憶しておりますけれども、例えばなんですが、船の航路が大幅に変わったとか、それから採取するポイントが大幅に変わったとか、そういう事情はありますでしょうか。

○斎藤室長補佐 環境省の斎藤です。調査についてですが、資料B-2を御覧いただけますでしょうか。

本調査につきましては、東日本大震災の被災地を調査対象地域として行っているものでございまして、塩釜港を出港して岩手県、宮城県、福島県の沖で調査をするものでございます。今回の期間については、調査地点はほぼ同一の地点でやっております、調査地点による大きな変更というのはないような状況だと考えております。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○尾花主査 尾花から再確認です。先ほど中川委員の質問があった実施経費についての評価の点についてですが、業務の内容に差がある場合に、金額で比較することをこの項目では求められておらず、業務が同じだった場合に金額はどうかということを検討する部分だと理解していますが、その点について御修正が必要とお考えですか。もし御修正が必要とお考えであるなら修正いただければと思います。

○斎藤室長補佐 そこがどれくらい効いてくるかということも含めて、検討させていただきたいと考えております。

○尾花主査 分かりました。では、方向性としては、事務局どのように進めますか。

○事務局 経費の点に関しまして、実施省庁と調整させていただきまして、改めて委員の皆様にもメール等でお諮りしたいと思っております。

○尾花主査 分かりました。そうであれば環境省の報告の修正、それに伴う事務局の文書の修正もあり得るということでお願いいたします。検討の結果、修正が必要となった場合には、改めて小委員会のメンバーに回覧して意見を求めるという方向性ですね。

○事務局 そうでございます。

○尾花主査 分かりました。

あと1点、質問をさせていただきます。競争性に課題がございますが、今、業界団体を通じた事業者への情報提供等の広報を実施するというふうにおっしゃっておりますが、実際

この広報ってどんな形でなさっているのでしょうか。

○斎藤室長補佐 業界団体に130社くらい会員がございまして、そちらの会員のメーリングリストを通じて入札情報を提供していただくようにしております。今回は、メーリングリストを御覧になった事業者はこれまで本事業に参加したことがなかった方なんですけど、入札説明会にいらっしゃっていただいたということがございました。

○尾花主査 分かりました。そのメーリングリストに載せる内容というのは、環境省のほうで考えられた熱意の籠もった内容になっているのでしょうか、それとも一般的な事業の紹介みたいな形なのでしょうか。

○斎藤室長補佐 私どもで掲載文案は考えまして、団体に掲載をお願いしているという状況です。

○尾花主査 分かりました。ありがとうございます。本事業は専門性が非常に高いという評価をされていて、そんな中で公サ法によるスキームを終了するためには、マーケットの調査が非常に重要になってきますので、市場にどんな方がいて、その方が参入していただくためにはどのような障壁を下げればいいのかという分析が、次の段階では、非常に重要になってくるかと思います。引き続き、広報及び意見の聴取をお願いいたします。

○斎藤室長補佐 承知いたしました。

○尾花主査 それでは、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にありません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(環境省退室)

— 了 —